

随意契約の内容の公表

| | | |
|-------------------------------|---|--|
| 担 当 部 課 | 市民生活部 産業課 | |
| 契約締結年月日 | 令和6年3月7日 | |
| 業 務 名 | 着地型観光商品開発業務委託 | |
| 業 務 の 概 要 | 市内の消費喚起と交流人口の拡大を図ることを目的として、紅茶等の尾張旭市ならではの地域資源を活かした着地型観光商品を開発し、モニターツアー及びブラッシュアップを経て、県内の旅行商品を扱うWEBサイト「旅ろっ！愛知」での販売を実施する。 | |
| 契約金額(税込) | 799,700円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。 | |
| 契約の相手方 | 名鉄観光サービス株式会社 中部営業本部 | |
| 根 拠 規 定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること) | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 | その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。 |
| | <input type="checkbox"/> 第3号 | 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。 |
| | <input type="checkbox"/> 第5号 | 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 |
| | <input type="checkbox"/> 第6号 | 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 |
| | <input type="checkbox"/> 第7号 | 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 |
| | <input type="checkbox"/> 第8号 | 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 |
| | <input type="checkbox"/> 第9号 | 落札者が契約を締結しないとき。 |
| 随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由 | 本業務の実施に当たっては、ツアーの内容等に係る提案力や開発に関するノウハウを有することが必要である。その性質又は目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。 | |

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、市民生活部産業課です。